

あい み
相 見 川 水 系
河川整備基本方針

平成15年3月

石 川 県

目 次

第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要 1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 2

第 2 章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 4
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 4
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 5
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する
事項 5

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 流域及び河川の概要

相見川は、羽咋郡押水町と志雄町の境に位置する石峠（標高340m）に源を發し、志雄町の山地を流下後、押水町北部の平野をほぼ東から西に向かって貫流して日本海に注ぐ流域面積14.1km²，幹川流路延長約5kmの二級河川である。

その流域は、押水町と志雄町の2町にまたがり、河口部は能登半島国定公園（海面）の南端に位置している。

流域の地形は、下流の平地部を除き大半が標高100mから300m程度の山地で占められている。地質については、下流平野部は沖積低地の砂・泥等の未固結堆積物からなり、上流山地部は新第三紀の砂岩及び泥岩が分布する。

相見川の上流部は、スギ、ヒノキ等の植林や、アカマツ、コナラ等の自然林が広がる山地の谷間を蛇行しながら流下し、河岸にはニセアカシア、ネムノキ等が河川に覆い被さる様に生い茂っている。水際にはミゾソバ、イボクサ等が植生し、河道には瀬や淵が交互に見られ、アブラハヤやドジョウ、カジカ等が生息している。

丘陵地を抜け出た中流部では、河川に沿って水田が広がり集落が点在する里山の風景を呈している。蛇行しながら流下する河道には瀬や淵が見られ、アユ、アブラハヤ等の魚類が生息し、水際にはヨシ、オオイヌタデ、セリ等の植生が見られる。

下流部では、水田が広がる中を緩やかに流れ日本海へ注いでいる。河道にはマコモ、ミゾソバ、ヨシ等の植生が見られ、特に河床部の湧水箇所では貴重種であるミクリの生育も見られる。また、カルガモやアオサギなどの鳥類が飛来している。

河口から0.8km付近の今浜堰までが感潮区間になっており、汽水魚であるスズキやマハゼなども生息し、寄り州にはマコモ等が生育している。

河川の水質に関しては、環境基準の水域類型の指定はされておらず、水質の常時監視は実施されていない。

流域の気候は日本海側式気候であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、羽咋地域気象観測所の年間降水量は約2,000mmである。

流域における過去の水害としては、昭和51年8月豪雨や昭和53年8月豪雨など度々浸水被害が生じている。

本水系の治水事業は、河口からJR橋までの2,050mの区間について、昭和55年度から護岸等の改修工事を実施中であり、この内河口から上流約1,400mの区間については工事が完了している。

河川の利用については、下流部に小学校や町立運動公園が近接しているため、堤防は散策路等として利用されており、また、河川水は、沿川の農業用水として利用されている。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和51年や昭和53年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図る。

さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想、石川県環境基本計画等との整合を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設の機能の維持を十分考慮するものとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、押水町の沿川地域を概ね10年に1回発生する規模の雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を最小化するために災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、関係機関との土地利用計画の調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進するよう努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が農業用水として利用されている状況であるため、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が多く生息する本水系の特徴を維持するなど、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。

水質については、今後も河川パトロールを行い河川の監視に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害の軽減や河川水の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、河岸にはヨシ、マコモ、ミゾソバなど豊かな植生が見られ、特に河道内の湧水箇所にはミクリが生育していることや、魚類の良好な生息環境である瀬や淵が形成されている現状を踏まえ、河川整備にあたってはそれらの生息環境の保全を図るとともに、里山・田園風景の中を流れる相見川の特徴に配慮しながら実施するものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生を防止するための日常の点検や監視を行い、河川環境の整備と保全に配慮しながら必要に応じて堆積土砂の撤去や除草など適切な処置を講じる。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護などにも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理を推進する。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

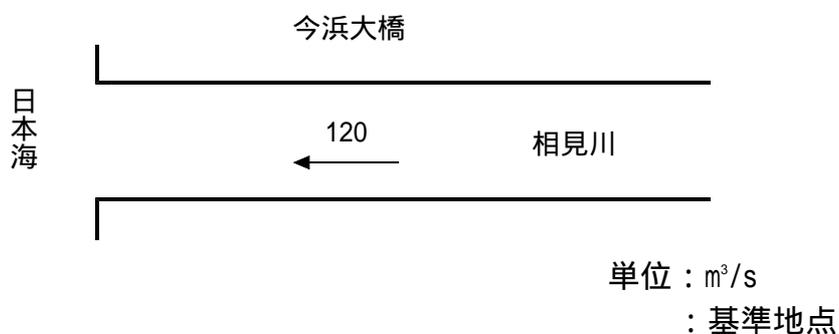
相見川水系における基本高水は、既往洪水、流域の重要性等を踏まえた結果、そのピーク流量を基準地点^{いまはま}今浜大橋において $120\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等の一覧表 (単位： m^3/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
相見川	今浜大橋	120	-	120

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

相見川における計画高水流量は、今浜大橋地点において $120\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅(m)	摘要
相見川	今浜大橋	0.8	+3.50	20	基準地点

注1) T.P. : 東京湾中等潮位

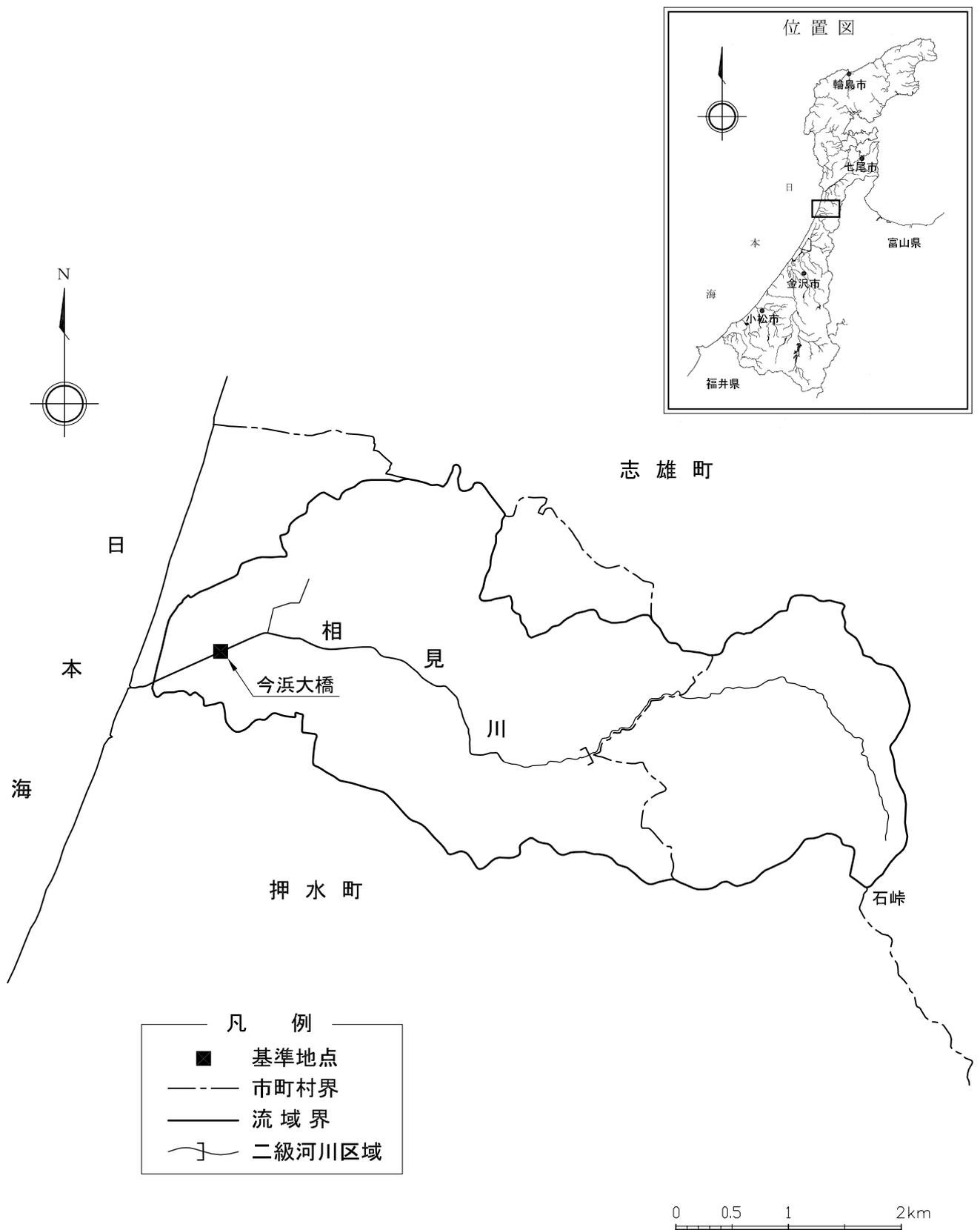
注2) 計画高水位は国土地理院の昭和44年平均成果を基準とした値

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

本水系の水利用としては、許可水利として約0.08m³/sの農業用水があるほか、慣行水利として灌漑面積約70haの農業用水がある。

近年の代表的な渇水年である平成6年には、利水者間の調整等により深刻な渇水被害には至らなかった。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等河川の状況の把握を行い、農業用水の実態、動植物の生息・生育状況、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行ったうえで設定するものとする。



相見川水系平面図（参考図）